

事業実施・助成ガイドライン細則 1 支援対象となる活動及び経費項目

(支援対象となる活動項目)

第1条 以下の項目をジャパン・プラットフォーム(以下「JPF」とする)の支援対象となる活動とする。

給水、衛生、衛生促進 (WASH: Water Supply, Sanitation & Hygiene Promotion)

水供給施設設置・修復、衛生施設設置・修復、衛生促進

保健、栄養 (Health & Nutrition)

保健システムとインフラ整備、予防医療(プライマリーヘルスケア)、臨床医療、環境衛生、
栄養改善、食糧援助、疫学調査

食糧 (Food Aid / Food Security)

食糧配布、農業・漁業支援、インセンティブとしての食糧プログラム

生計、経済 (Livelihood / Economic Recovery)

収入向上、職業訓練、小規模産業復興

シェルター、生活用品、キャンプ (Shelter / NFI / Camp)

帰還支援、キャンプ、緊急物資配給

心理社会的支援 (Psychosocial Support)

身の安全の確保、社会的弱者ケア、精神面サポート

紛争予防 (Conflict Prevention)

紛争予防機能強化、ガバナンス支援、相互信頼醸成、和解、人権保障、武装/動員解除・リハ
ビリおよび社会復帰 (DDRR)、人材育成

教育 (Education)

設備・物資、キャパシティビルディング、教員、カリキュラム

地雷・不発弾 (Mine Action)

除去、地雷回避教育、地雷被害者支援

緊急救助 (Emergency Rescue)

緊急救助活動

プロテクション (Protection)

物理的な保護、社会的な保護、法的な保護、登録、モニタリング、エンパワメント、
性差に基づく暴力 (GBV: Gender Based Violence) の防止・発生時の対応

防災・災害リスク削減、環境 (DRR: Disaster Risk Reduction & Environment)

啓発教育・訓練、環境整備、DRR 機能強化

アドボカシー・国際世論の喚起 (Advocacy)

事業支援 (Operational Service)

コモン・サービス

上記活動を開始するために必要な調査

(支援対象となる経費項目)

第2条 支援対象となる経費項目は別途定める細則 11「会計にかかる措置」による。

但し、上記活動において、裨益者個人への恒久性の高い資産の供与は対象とならない。

(政府支援金の対象活動・経費項目)

第3条 政府支援金による支援対象については、別途外務省とジャパン・プラットフォームとの間で合意された内容による。

附則

1. この細則は 2007 年度第 5 回 JPF 常任委員会の承認を経て、2007 年 8 月 30 日より施行する。
2. この細則は 2011 年度第 2 回 JPF 常任委員会の議決により改正し、2011 年 6 月 1 日より施行する。
3. この細則は 2012 年度第 8 回 JPF 常任委員会の議決により改正し、2012 年 12 月 1 日より施行する。
4. この細則は 2016 年度第 13 回 JPF 常任委員会の議決により改正し、2017 年 3 月 17 日より施行する。